**令和７年度新入学予定者　部活動を理由とする**

**就学指定校変更にあたっての注意事項確認書**

【部活動理由による指定校変更とは】

○中学校入学前に原則として１年以上続けてきたスポーツの部活動が学区の中学校にない場合に、学区外の学校に就学することができる制度です。

【対象者】

○対象者は、茅ヶ崎市立中学校に入学予定の小学６年生で、中学校入学前に原則として１年以上そのスポーツに関して継続して活動を行っている必要があります（女子ソフトボール部に限り、野球でも可とします）。

○所属する団体からの活動実績証明書を提出してください。

【指定校変更できる中学校】

○学区の中学校に希望する部活動がある場合は、手続きできません。

○指定校変更できる中学校は、希望するスポーツの部活動があり、原則として自宅から通学距離が最も近い学校です。それ以外の学校は選べません。

**※「部活動が強い」、「この指導者に教わりたい」などの理由により、自由に学校を選択できるものではありません。**

【対象となる部活動】

○「令和７年度４月新入学　指定校変更対象部活動一覧」による。

【許可期間】

○中学校卒業まで

【通学方法】

○通学方法は、徒歩または公共交通機関を利用してください。

【申請期限】

○申請期限は令和７年１月３１日（金）です（私学を受験するなど、やむを得ない理由により期限までに申請できない場合は、ご相談ください）。

【入学後は】

○入学したら、希望した部活動に必ず入部してください。

○希望した部活動に入部しなかったり、途中で退部したりした場合は、指定校変更の承認を取り消し、学区の学校へ転校していただく場合があります。

○部活動理由で指定校変更手続きをしたとしても、その学校の部活動の存続を３年間保証するものではありません。顧問の異動や人数の減少など、様々な理由により途中で休部または廃部になる場合もあります。

○途中で休部、廃部になっても、入学後は、再度別の学校への部活動理由による指定校変更の手続きはできません。

○部活動だけでなく基本的な学校生活を送れるよう心がけてください。

○当該スポーツの競技経験者が顧問を担当するとは限りません。

○部活動は学校生活の一部です。専門のスポーツクラブとは異なりますので、高度な練習内容や、専門的な指導方針を求める場合は、ご希望に沿えないことがあります。

○部活動の円滑な運営にご協力くださいますようお願いいたします。

以上のことを確認し、了承しました。

　　　　年　　　　月　　　　日

保護者住所

保護者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　（自署）

対象児童氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　（自署）

入部したい部活動